

調整器の期限管理状況に関する調査結果について

平成24年3月15日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課

平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器(※1)の故障に係る事故(※2)を契機に、宮崎県及び九州監督部において、既に調整器の実態調査を行ったところです。これを踏まえ、本省液化石油ガス保安課及び他の産業保安監督部等においても、同様の調査を実施いたしました。平成23年12月16日付けで行った本省所管のLPガス販売事業者に対する調査結果は下記のとおりです。

- ※1 調整器は、容器又は貯槽から発生したガスを消費に適した圧力まで減圧し、かつ、その供給圧力を一定に保持するための機器をいう。
- ※2 事故の概要：平成23年8月14日、宮崎県内の一般住宅において、住人が台所のレンジフードのランプのスイッチを入れたところ火災が発生し、住人1名が火傷を負い、台所に延焼するガス漏えい火災事故が発生した。原因は、調整器が腐食しやすいリコール対象品であり、また、製造後14年と交換推奨期限を越えていたことから、長期使用中に内部に雨水が浸入して腐食が進行し、調整圧力が異常に高くなりガス漏れを起こしたものの。

調査の結果、LPガス販売事業者はメーカーの交換推奨期限を超えたものについても計画的に交換していくとの方向を示しております。

なお、高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果によれば、平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件のうち、雪害等の自然災害や接続作業時のミスなど使用年数に起因しないものを除くと43件であり、これらの原因は腐食及び劣化によるものとなっております。このうちの88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものです。

こうしたことを踏まえ、経済産業省は、LPガス販売事業者に対し、調整器の他、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等についても、引き続き、期限管理を確実にを行い、交換推奨期限内の交換を進めていただくよう促してまいります。

記

1. 調査結果概要

調査対象事業者：本省所管LPガス販売事業者 51社

調査期間：平成23年12月16日～平成24年1月31日

回収率：98.0% (50社/51社)

○調整器の総数1,443,377個に対し、期限切れは20,750個数(全体の1.44%)。

<表1－調整器の総数及び期限切れの数>

	総数(個)	うち期限切れの個数					期限切れの合計 (個)	期限切れの割合 (%)
		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上		
共同住宅	159,849	1,609	2,049	781	376	201	5,016	3.14%
一般住宅	1,191,657	5,578	5,245	1,583	319	354	13,079	1.10%
業務用施設	91,871	779	872	476	313	215	2,655	2.89%
合計(個)	1,443,377	7,966	8,166	2,840	1,008	770	20,750	
割合(%)	100.00%	0.55%	0.57%	0.20%	0.07%	0.05%		1.44%

○回答があった50社のうち、期限切れが無いと回答したLPガス販売事業者は21社であり、29社は期限切れが存在していた。

○期限切れの調整器については、やむを得ない事情があるものを除き、今後自主的な交換をするとの回答だった。

<表2－各監督部を含めた結果>

	総数(個)	期限切れの個数	期限切れの割合	所管LP販売事業者数	回答事業者数	回収率
近畿支部	154,454	11,438	7.41%	27	27	100%
中国監督部	128,488	13,421	10.45%	13	13	100%
九州監督部	397,903	14,343	3.60%	22	22	100%
本省	1,443,377	20,750	1.44%	51	50	98%

なお、北海道監督部、東北支部、中部監督部、四国支部及び那覇事務所においては、各監督部等で調査中。

2. 各社の個別のコメント

(1) 期限切れの主な理由

- ・メーターと調整器の期限を合わせるため。年度内には交換予定。
- ・消費者と調整がつかない。調整がつき次第交換する。
- ・公共の建物であり、自治体と調整がつかない。調整がつき次第交換する。
- ・承継した際、データに誤りがあったため。来年度内に交換予定。
- ・消費者所有の設備で交換に対し理解を示してもらえない（業務用であり、費用の面）ケースがある。地道に交換をお願いしていくしかない（場合によっては販売事業者負担で交換もしている。）。

(2) 期限切れの調整器に対する各社の具体的な方針等

- ・年度毎の月別期限切れ個数を、種別とメーカー別に抽出。取替年月までの古い物順での一覧表にてデータで管理するとともに年度初めに予算計上を行う。
- ・消費者に対し、安全のため交換に対し理解を得る努力をしていく。問題となる日程調整や費用負担についても販売店側が協力・譲歩していくことも必要。法令で規定されている検満メータと同様に期限管理を行い、交換を実施していく。
- ・自主基準（一般3ヶ月前倒し提案、公共前年提案）を強化し、期限内交換を実施。
- ・打合せの必要な消費先に対して早急に提案を実施し、期限満了前に交換実施したい。
- ・行政による法制化（義務化）実施も必要。